

(郡山市水防センター条例の一部改正)

第52条 郡山市水防センター条例（平成14年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | | |
|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| <p>(開館時間)</p> <p>第2条の2 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第2条の3 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 第3日曜日</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 別表（第6条関係） | | | | | | | 別表（第6条関係） | | | | | | |
| 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで | 室名 | 午前9時から午後1時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで | 午前9時から午後5時まで | 午後1時から午後9時まで | 午前9時から午後9時まで |
| 集会室 | 900円 | 900円 | 900円 | 1,800円 | 1,800円 | 2,700円 | 集会室 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,600円 | 2,000円 |
| 和室 | 600円 | 600円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 | 1,800円 | 和室 | 300円 | 500円 | 600円 | 800円 | 1,000円 | 1,200円 |
| 備考 | | | | | | | 備考 | | | | | | |
| <p>1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。</p> <p>2 第2条の2ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。</p> <p>3 前項の規定により加算した使用料の額に10円未満の端数があるとき</p> | | | | | | | <p>備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。</p> | | | | | | |

は、これを10円に切り上げる。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。